

変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する 告示及び事務ガイドラインの改正（案）について

1. デリバティブを使用したヘッジに関する取扱い

次の①から③の要件を満たす場合に限り、ソルベンシー・マージン基準における最低保証リスクを減殺することができる。（平成8年告示第50号の改正）

- ① 事前要件（ヘッジ対象及びヘッジ手段の明確化、ヘッジ手段の有効性についての事前予測 等）
- ② 事後要件（定期的なヘッジ手段の有効性の評価、ヘッジの区分管理 等）
- ③ 中止要件

2. 再保険に関する取扱い

出再割合が50％を超える場合は、50％を超える部分についての再保険リスクのリスク係数を2％とする。（平成8年告示第50号の改正）

3. 代替的方式の使用条件

期待収益率及びボラティリティが次の要件を満たす場合に、使用することができる。（事務ガイドラインの改正）

- ・ 過去の実績や将来の資産運用環境の見通し等から、合理的かつ客観的根拠に基づき定められている。
- ・ 例えば、株価や金利が長期にわたり高水準で続いた昭和30年から48年までのような期間を含めない。
- ・ 標準的方式によって計算される保険料積立金の額と10％以上乖離しない。

4. その他

死亡率や解約率等の計算基礎率の使用上の留意点、既契約に対する将来収支分析による必要な積立額の確保等について明記する。（事務ガイドラインの改正）

5. 適用時期

保険料積立金に関するものは平成17年4月1日以降に締結する保険契約（又は平成16年4月1日以降遡って適用する保険契約）に適用する。危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは過去の全ての保険契約を対象とし、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

（注）（別紙2）から（別紙3）の具体的な改正内容等については、法令上の観点から、文言の技術的な変更があり得る。